

平成 26 年度第 1 回

函館市榎法華地域審議会会議録

(平成 26 年 7 月 29 日)

函館市榎法華支所

平成 26 年度第 1 回函館市榎法華地域審議会会議録

| | | | |
|------------|--|--|--|
| 開催日時 | 平成 26 年 7 月 29 日（火） 16 時 00 分～17 時 30 分 | | |
| 開催場所 | 函館市榎法華支所 旧議場 | | |
| 議 題 | 1 前回の意見等の集約結果と取組状況について 2 平成 25 年度事業の実績報告等について 3 地域審議会の設置期間の延長について 4 地域振興全般に関する意見交換 5 その他 | | |
| 添付資料 | 資料 1 平成 25 年度第 3 回函館市榎法華地域審議会意見・要望等に対する取り組み状況 資料 2 事業実績一覧（平成 25 年度） 資料 3 地域審議会の設置期間延長について 資料 4 函館市， 亀田郡戸井町， 同郡恵山町， 同郡榎法華村および茅部郡南茅部町の 廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書 資料 5 函館市， 亀田郡戸井町， 同郡恵山町， 同郡榎法華村および茅部郡南茅部町の 廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する規程 資料 6 東部 4 支所における申請受付の状況 資料 7 難病医療法施行に伴う特定疾患（難病）医療受給者証の申請手続き等について | | |
| 出席委員 | ◎木 下 恵 徳 委員 ○北 村 和 彦 委員 岡 山 弘 一 委員 小 野 加 奈 子 委員 川 口 英 孝 委員 小 市 光 子 委員 五ノ井 孝 司 委員 佐々木 真 弓 委員 澤 村 朋 子 委員 柴 田 雪 子 委員 竹 田 ノブ子 委員 中 村 元 勝 委員 (◎会長 ○副会長) (計 12 名) | | |
| 欠席委員 | 加 藤 勉 委員 中 村 麻 友 委員 村 田 朗 委員 (計 3 名) | | |
| 事務局出席者の職氏名 | 函館市榎法華支所 支所長 山 田 隆 嗣 地域振興課長 川 口 祐 二 市民福祉課長 越 崎 重 平 産業建設課長 平 沢 浩 樹 地域振興課主査 川 口 勝 也 地域振興課主任主事 金 澤 良 一 地域振興課主任主事 横 道 美 則 函館市教育委員会 榎法華教育事務所長 山 崎 弘 之 函館市企画部 計画推進室計画調整課長 田 畑 聡 文 計画推進室計画調整課主査 川 口 洋 計画推進室計画調整課主事 江 藤 彰 洋 函館市保健福祉部 地域福祉課長 佐賀井 学 市立函館保健所東部保健事務所長 山 田 勝之進 市立函館保健所東部保健事務所主査 武 田 静 香 (計 14 名) | | |
| その他 | 傍聴者 なし (計 0 名) | | |

○事務局 開会にあたり、本審議会会長から挨拶を申し上げる。

○木下会長 平成 26 年度第 1 回目の地域審議会の開会にあたり、一言挨拶を申し上げる。昆布の盛漁期で大変お忙しい中、出席いただきお礼申し上げる。

本日の地域審議会の議題は、案内のとおり、「前回の意見等の集約結果と取組状況について」、「平成 25 年度事業の実績報告等について」、「地域審議会の設置期間の延長について」、「地域振興全般に関する意見交換」が主な内容となっているが、「地域振興全般に関する意見交換」において、「楯法華地域防災の日・地域防災訓練について」事務局から情報提供がある。

また、「その他」において、企画部から「函館市過疎地域自立促進市町村計画の変更について」、保健福祉部から「保健所の窓口業務について」の説明があるので、よろしく願います。

委員皆様の忌憚のない意見、提言等をいただきながら進めたいので、よろしく願います。

○事務局 続いて、本審議会委員の交代があったので紹介をする。

7 月 14 日付けで夏原幸子委員から辞任届が提出され、後任として楯法華老人クラブからの推薦を受け、委員に就任した竹田ノブ子委員である。

続いて、楯法華支所長から挨拶を申し上げる。

○山田支所長 楯法華地域においては、いよいよ盛漁期に入るこの時期、皆様においては、何かと多忙の中、お集まりいただき、お礼申し上げる。

また、日頃から楯法華支所に係る各種事業をはじめ、市政全般に対して、特段の理解と協力をいただいていることに、この場を借りて、厚くお礼申し上げる。

昨年度、第 3 回の地域審議会において承認いただいた合併建設計画の変更については、去る 4 月 25 日、市役所本庁舎にて答申書の手交式を行った。当日は、木下会長および北村副会長をはじめ、東部地域すべての正副会長の出席をいただき、地域ごとに答申書を工藤市長に手渡した後、地域の課題についても、市長と意見交換したところである。木下会長、北村副会長には、尽力をいただき、この場をお借りし、改めてお礼を申し上げる。

地域は今年、合併から 10 年目を迎えた。本日は、平成 25 年度事業の実績報告などのほか、地域審議会の設置期間の延長について、説明をする予定となっているが、引き続き、より良い地域づくりのため、忌憚のない意見や提言をいただきたいので、よろしく願います。

○事務局 議事に入る前に 4 月の人事異動により、職員に異動があったので、紹介をする。

- ・産業建設課長 平沢浩樹
- ・地域振興課主任主事 金澤良一

ここで、出席委員の報告をする。出席者 12 名、欠席者 3 名で、委員の半数以上が出席しているので、地域審議会の設置に関する規程第 8 条第 3 項の規定により、会議が成立していることを報告する。なお、加藤委員、中村麻友委員、村田委員については、本日欠席となっている。

これからの進行については、地域審議会の設置に関する規程第 8 条第 2 項の規定により会長が会議の議長を務めることになっている。

○木下議長 ただ今から「平成 26 年度第 1 回函館市楯法華地域審議会」を開催する。

議題 1「前回の意見等の集約結果と取組状況について」事務局から報告する。質疑等については、すべての報告が終わってから一括で受ける。

○川口課長 平成 25 年度第 3 回地域審議会において、委員から出された意見・要望等に対する取組状況を報告する。資料 1 のとおり、前回、川口委員、北村委員からの意見要望をいただいている。

1点目。川口委員から、公共交通について、一昨年10月に午前中の函館バスの便が減便されて、病院や買い物に行けないという苦情が出ているが、市ではどのように対処をしようと考えているかという質問をいただいた。前回の会議において、一定の答弁を企画部からしているが、その後の取組状況だが、市では、本年5月に「函館市地域公共交通総合連携計画」を策定し、東部地域の公共交通については、路線バスのダイヤや経路の変更等が必要であるなど、将来のイメージを示したところである。今年度は、この連携計画を踏まえて、バス事業者や関係機関などと協議しながら、より具体的な路線再編案の策定を行う予定である。

2点目。北村委員から、本年2月の大雪を踏まえた意見であるが、小型除雪機の活用について、支所と町内会連合会のものがあるなら貸し出しすれば良いのではという意見をいただいた。これも前回の会議において一定の答弁をしたが、その後の取組状況ということで、支所が所有する小型除雪機については、町内会が共助活動として独力で除雪できないお年寄り家庭などの除雪を行う場合に、申し出があれば、一定の条件の下で貸し出しをしたいと考えている。冬を迎えるまでには、あらかじめ各町内会に説明をして、対応していきたい。

○木下議長 ただ今の報告について、質疑等を受ける。

私から町内会連合会長でもある委員に質問したい。町内会連合会で持っている小型除雪機についての具体的な貸し出し方法やマニュアルは決まっているのか。

○川口委員 8月から始まるが、シルバー人材センターと同じように、町内会の中から何人かと、リーダー1人を出して、町内会の草刈りや除雪などをしていくこととして、市から委託を受け、契約をした。

○木下議長 委員から地域の皆さんに話をして、支所や町内会もしくは社協など、いろいろな連絡をして、利用できることを伝えていただきたいと思う。ほかにないか。

(なし)

議題2「平成25年度事業の実績報告等について」事務局から説明願う。

○川口課長 平成25年度の事業実績について説明する。

資料2 事業実績一覧の1ページ。平成25年度事業実績総括表であるが、表の一番左の区分欄、「1. 多様で力強い産業を振興するまちづくり」から一番下の「5. 連携と交流によるまちづくり」まで根拠法地域に関する予算額と実績の総額を報告する。

「1. 多様で力強い産業を振興するまちづくり」であるが、予算額3,849万5千円に対して、実績額3,388万1千円となっている。

「2. 安全で快適な生活環境を充実するまちづくり」であるが、予算額5,182万2千円に対して、実績額5,697万3千円となっている。

「3. やさしさとぬくもりのあるまちづくり」であるが、予算額3,147万1千円に対して、実績額3,010万8千円となっている。

「4. いきいきと学び地域文化を育むまちづくり」であるが、予算額57万7千円に対して、実績額41万8千円となっている。

「5. 連携と交流によるまちづくり」であるが、予算額67万4千円に対して、実績額63万3千円となっている。

以上、事業実績総括表について説明したが、2ページ以降の細部の額については、産業建設課、市民福祉課、教育事務所、地域振興課の順で各課長から説明する。

○平沢課長 産業建設課関連の事業実績報告をする。

資料2の2ページ、(2)の水産業の振興の中で「ウニ・アワビ種苗等放流」である。実績額248万7千円で、漁協が例年行っているウニの深浅移植事業に対しての市の補助金となっている。平成25年度についても平成24年度と同様70万個のウニの深浅移植が行われている。

(3)農林業の振興である。「市有林等の整備」ということで、545万9千円の実績額である。これについては、新恵山町地区の市有林の整備であり、多くは作業道の新設というところで行われている。間伐も含めて、545万9千円となっている。

(5)観光の振興である。「観光・宿泊施設の整備」ということで、2,593万5千円の実績額である。これは、ホテル恵風の改修事業として平成25年度から3年間で実施する予定になっているが、昨年度については、3階客室の空調整備、2階の冷却塔1基の取替、空調関係のポンプ2台をそれぞれ取替修繕したものである。

3ページ、(2)の消防・防災・生活安全の充実の中で「河川の整備」ということで、1,481万円が実績額となっている。これに関しては、榎法華消防署の所から、新浜町二地区を通して、最終矢尻川へ注ぐ「矢尻小川」の水量を分散させるということで、平成24年度から調査等をしてきたが、平成25年度については、護岸側の改修工事を実施したところである。

(3)交通・情報ネットワークの形成の中で「港湾の整備」ということで、3,238万8千円が実績額となっている。これは国の港湾工事に対しての、港湾管理者、市の負担額である。港湾工事については、越波対策として護岸の嵩上げ改良を平成21年度から実施をしてきているところである。平成25年度においては、事業費ベースで、平成24年度の繰越分が1億2千万円、平成25年度については、当初予算、補正予算合わせて、配分が9,592万円ということで、平成25年度の事業ベースとしては2億1,592万円となっており、その港湾管理者、市の負担額が、3,238万8千円となったところである。

○越崎課長 市民福祉課所管の平成25年度の事業実績の主なものについて、説明をする。

4ページの「3. やさしさとぬくもりのあるまちづくり」のうち、(1)の保健・医療の推進に関する実績であるが、本支所実績額は145万4千円、その内容については榎法華クリニックに関する附帯施設の法定点検料など施設維持のための運営費補助金である。

(3)の高齢者福祉の推進のうち、その他関連事業の推進であるが、本支所実績額は2,865万4千円となっている。事業内容については、ふれあい入浴優待事業、ホテル恵風への入浴が主で77万3千円、榎法華福祉総合センター管理委託料1,932万4千円、送迎サービス委託業務、社会福祉協議会に委託している91万2千円が主な内容になっている。

5ページの「5. 連携と交流によるまちづくり」であるが、(1)の住民参加の推進のうち、その他関連事業の推進についてである。実績額47万9千円。この内容については、平成23年度から取り組んでいる榎法華パワーアップ事業推進のための経費である。平成25年度において、町会再編が一部地域で進み、住民組織の基盤強化の第一歩が踏み出されたことから、今後の事業のあり方の検討や榎法華地域の現状を踏まえ、効果的な事業を推進していくための調査視察などを実施した経費である。

○山崎所長 榎法華教育事務所関連の平成25年度事業実績について説明する。

5ページの「4. いきいきと学び地域文化を育むまちづくり」の(1)生涯学習の推進のその他関連事業の推進について、実績額であるが、32万1千円で、その主な事業内容は、「榎法華ふれあい大運動会事業」、体験教室事業「陶芸教室」、健康推進事業「恵山登山」、「高齢者ふれあいいきいき学級事業」、「4地区交流パークゴルフ事業」、「新春書き初め会事業」などである。

(4)特色ある地域文化の創造のその他の関連事業の推進について、実績額であるが、9万7千円で、事業内容としては、3年に1度開催している「榎法華地区文化祭事業」である。

「5. 連携と交流によるまちづくり」の(2)国際交流・地域間連携の推進のその他関連事業

の推進について、実績額については、15万4千円で、事業内容としては「樞法華地区・風間浦村友好地域子ども交流会事業」である。

○川口課長 地域振興課に関する部分について、説明する。

3ページの「2. 安全で快適な生活環境を充実するまちづくり」の(2)消防・防災・生活安全の充実のその他関連事業の推進であるが、実績額は103万9千円で、防災行政無線の維持管理に係る保守点検委託料などの経費である。

(3)交通・情報ネットワークの形成のその他関連事業の推進であるが、実績額は214万5千円で、地域福祉バスの運行に係る委託料などの経費である。

4ページの(5)生活環境の整備充実の水道の整備である。これは、企業局の事業だが、私から説明する。実績額は659万1千円で、樞法華簡易水道浄水場浄水施設の機械設備の更新に係る経費である。

○木下議長 ただ今の説明に関し、何か質問・意見等あればお願いします。

(なし)

議題3「地域審議会の設置期間の延長について」、企画部から説明願う。

○田畑課長 地域審議会の設置期間延長について説明する。資料を1枚配付しているが、このほか参考資料として平成16年6月25日付けで当時の5市町村の首長による地域審議会の設置に関する協議書ならびに地域審議会の設置に関する規程、平成16年12月1日施行のものを配付している。

地域審議会については、平成27年3月末までの設置期間となっているが、合併建設計画の平成31年度末までの計画期間延長に伴い、計画の変更等に関する諮問・答申機関として、さらには、地域の振興発展に資する重要な役割を担う機関として、審議会機能は残していきたいということをこれまで説明したところである。今回、設置期間延長における方針について、取りまとめたので、資料に基づいて説明する。

「現行の地域審議会」についてである。当該審議会は別紙の協議書・規程のとおり、合併前の平成16年6月当時の協議により、その設置を決定し、設置期間については、平成16年12月1日から平成27年3月31日まで、所掌事項としては、合併建設計画の変更に関する事項、合併建設計画の執行状況に関する事項等となっている。委員数については、規程の第5条によって15人以内、委員任期としては同じく規程の第6条で2年と定めている。このたびの合併建設計画の延長に伴う地域審議会の延長にあたっては、その方針として中段に記載のとおりである。

①現行の地域審議会の枠組みのまま、設置期間を平成27年3月31日から5年間延長して、平成32年3月31日までの設置期間と定めたい。②委員数は現行の「15人以内」で継続、委員任期についても現行の「2年」としている。③現地域審議会の委員の皆様は本年の11月30日までとなっているが、本年12月改選後の委員についても、現行の規程どおり、2年間の委員ということで継続して就任を願いたい。

その他として合併建設計画の変更については、各地域審議会から「計画期間の延長は適切であると認める。」旨の答申をいただき、9月の定例市議会への議案提出に向けて、現在、北海道と協議を進めているところであり、当該議案提出と併せて、地域審議会の設置期間延長に係る条例案についても、9月議会に議案を提出し、議決を経て正式に決定される見込みとなっている。

○木下議長 ただ今の説明に関し、何か質疑・意見等があればお願いします。

(なし)

議題4「地域振興全般に関する意見交換」であるが、地域振興に関し、事務局から情報提供し

たい事項があるとのことなので、報告願う。

○川口課長 今年度の假法華地域防災の日・地域防災訓練について説明する。假法華地域防災の日・地域防災訓練については、昨年、各町内会で地域の実情に合わせた津波避難マニュアルを作成したことから、このマニュアルに沿った津波避難訓練を昨年9月に実施することで予定をしていたが、事情により中止となったため、今年度の訓練は、昨年予定していた津波避難訓練を改めて実施することとした。具体的には、9月13日土曜日の10時30分から1時間程度で、原則、津波浸水区域に居住する地域住民を対象に、津波避難マニュアルに沿った避難行動を実際に体験してもらうことで、安全かつ一定時間内で避難できるかなどを確認してもらい、その結果を今後の津波避難対策に活かしていきたいと考えている。

なお、今年度は、予定日の9月13日が雨天等により実施できなかつた場合には、9月20日土曜日に順延して実施することで考えている。

また、地域防災訓練の実施と参加要請については、あらかじめ地域内全世帯にチラシを配付するなど、広く呼び掛けていきたいと思っている。実施に際しては、皆様をはじめ、地域の方々に協力をいただきたい。

○木下議長 ただ今の情報提供について、何か質疑等意見があれば願う。

(なし)

このほか、地域振興に関し、何か意見等があれば願う。

○川口委員 先ほどの事業実績25年度の一覧表の中に、ウニの放流事業が248万7千円、70万個となっているが、冬のウニに身が入ってなくて、水揚げ金額が少なくなっている。費用対効果の問題なのだが、70万個をずっと放流していて、事業の評価がきちんとなされているのか。

○平沢課長 ウニの深浅移植事業は、深いところにあるウニを浅いところを持ってくる作業であるが、以前水産課と話したが、ある程度成果が出ていると聞いているので、何年か継続して行っていくと思うが、そういう問題があるのであれば、再度、農林水産部とも話をし、より良い方法があるのか検討していきたいと思っている。

○北村委員 予算は行政でつけているが、第一義的には漁業者を束ねている組合の管轄だと思う。確かに一次産業に間違いはないが、組合のものは組合に任せるべきだ。どこの地域のウニを採ってきてやったとか、浅い深いだとか、潮の流れもあるだろうし、それはプロの分野で、そちらに任せた方が良くは私思う。

○木下議長 市としては、助成して効果のあるようにと事業をしているのだろう。その結果なかなか身が入らないという今の質問で、身が入るようにする、それを研究してくれ、それは市がやることではなく、北村委員が言ったように、漁業者や試験場などの機関と一緒にやらなければならないので、採取されたものの研究はされていると思うので、組合や漁業者が主体的に研究機関と協力して行った方がより良いと思う。

ほかにないか。

○北村委員 ホテル恵風の決算が終わったと思うが、昨年度の実績、入場者および売り上げを教えてください。

○平沢課長 平成25年度のホテル恵風の決算状況について、利用状況は、宿泊者に関しては16,303

人、温泉入浴が 45,380 人、その他合わせると合計で 72,060 人で、前年が 71,158 人なので、900 人増えているが、増えているのが温泉入浴で 1,800 人ほど増え、残念ながら宿泊者が 769 人前年比マイナスとなって、売上金額に関しては、2 億 4,629 万円となり、昨年と比較すると 800 万円ほど減り、144 万円ほどの赤字となっている。

○北村委員 この 144 万円は、見方によっては、1 千万円から段々減ってきたという解釈もあるが、私からすると、140 万円程度を赤字で出す経営感覚がわからない。黒字にするという必死さを感じられない。相変わらず上期と下期の構成比が 6:4 で、これも改善されていない。2 月が特に落ち込んで、ここにも営業努力が見られない。前日もビニールハウスの件について質問したけれども、3 期連続赤字。確かに 150 万円弱だが、目標数字に比べたら、確か 3,000 万円くらい損となる。これは抜本的なことをしていかないと、今から 12 月から 3 月までの、例えば湯治プランだとか、部屋が稼働していないのが現実であるから、料金そのものを下げたとしても、稼働率を上げることを工夫していかなかったら、お客さんは来ない。そのためにはとにかく営業と企画を徹底的に行って、ホテル恵風というのは本当に榎法華の顔だと私は思っているのもう行政だけではなくて、地域の人々の知恵も借りながら、何とかして黒字転換、そして黒字になった暁には、従業員さんの下げた給料を戻すというようなことを一丸で行う。もうそういう時期は遅いかもしれないけども、今一度、経営者会議等において、営業の推進と企画力アップを行政から徹底的に指導していただければと思う。

○山田支所長 北村委員から指摘いただいたホテル恵風の件については、3 月の地域審議会でも指摘をいただいている。単年度黒字を目指してきたが、赤字になり、非常に残念に思っている。経営の仕方が、夏場に稼いで冬場はどうしても稼働率が下がるので、冬場の赤字を補って、最終的に黒字にしていく構造になっていることから、それを踏まえて、振興公社には、冬場の落ち込みを少なくできるように、湯治プランであるとか、様々なプランを考えるということも言っているし、一番にやらなくてはいけないのが営業活動であるので、実は私、今月の前半に、市役所関連のところを振興公社の経営者と一緒に営業活動をしてきた。引き続き市役所やほかの団体に営業活動をして、一番直近であれば観楓会などにつなげていけるように、経営者に対して促して、我々も頑張るって、単年度黒字を確保したいと思っている。

○木下議長 ほかにないか。

○川口委員 公共交通について、函館市過疎地域自立促進市町村計画の中にも、北海道新幹線開業を見据えた魅力あるまちづくりを進めるということがある。この前、北海道新聞に出ていたが、木古内を中心として松前、檜山管内の町が連携で周遊観光を考えた。これは観光バスと路線バスなどの公共交通をきちんと結んで、地域の魅力を盛り上げるという、北海道新幹線開業に向けたまちづくりへの行動プランが出ているけども、この国道 278 号のラインはどうしたら良いかということ、企画でどう考えているのだろうか。

○山田支所長 先程の取組状況の中でも少し触れているが、現在、公共交通のあり方をいろいろと研究している。その中でまとめられた連携計画の中で、東部地域においても、路線バスのダイヤや経路の変更等を考えていくということを書いて、今のこの地域についても、川汲経由や、下海岸経由の路線バスがあるので、ダイヤや経路をもう一度見直して作り直していくということで検討されているので、具体にはまだ支所まで情報がきていないが、路線バスと地域福祉バスや病院バスなども含めて、今後、支所と企画部とで協議していくので、結果をなるべく早めに、地域の方々にも説明できるように進めていきたいと思っている。

観光バスの関係については、これまでの地域審議会の中でもいろいろと意見があり、支所の方で、過去に函館バスに、定期観光バスの設定をできないかという投げかけをした経過がある。あまり進展がしていないが、そういったことを今後とも函館バスにしていくということと、大きくは一支所が展開するということが難しいので、今後、南茅部や榎法華、恵山など、広域的な観光ルートをどう作っていくかという部分については、本庁の担当部局とよく話をしていきたいと思っている。

○北村委員 公共の路線バスについて、榎法華から函館という長い経路で考えると厳しいかもしれないが、例えば日ノ浜あるいは古部に行くと、ある程度走っている。そうなった場合に、オンデマンド方式をこの地域自体で考えていった方が早いと思う。車は何を使う、ドライバーがどうだ、保険がどうだというのは出てくるだろうが、函館バスも営利企業であるから、今需要があるかと言ったら、ほとんどない状態で、私が見たって、朝6時40分に乗るのは1人だけ。支援事業で成り立っているとは言ったところで、この中でどうしてバスを走らせてという要望を出せるのか。

であるならば、二本立てで、片やはそれで良いけれども、地域として古部あるいは日ノ浜、帰りもそうであるが、これを時刻をはっきりさせて、1日2本か3本かわからないが、そういう方法を模索した方が私は早いと思う。

○木下議長 パワーアップ事業というのはそういうことも検討して、バスが来ないのだったら、それを地域住民がどうしていくかというのも1つの中身だと思う。今出たみたく、榎法華から日ノ浜や古部まで、バスのダイヤに合わせて、送るようなシステムを考えていくというのは、地域住民のパワーアップ事業に関連すると思う。

○越崎課長 パワーアップ事業は、平成23年から立ち上げて、各町内会の方々に入っていて、榎法華地域としては高齢化が進んでいく中で、これから移動手段の確保が大変になっていくだろうということで、できれば住民主体の移動手段の確保を図っていくとか、行政の支援を受けた中で行っていくとか、いろいろな形の中で検討をしてきた。また、具体的にその方法についても提案されている。ただ、それが現実にやれるかどうかは、いろいろな組織の体制の問題があり、まだ解決されていない。

○木下議長 ほかにないか。

○小市委員 ホテル恵風について、北村委員が言われたとおり、ホテル恵風はみんなの大事な宝物のようなものである。そこで、地域審議会委員に一度集まってもらって、いろいろな意見を出していただいて、その中で良いものを取り入れていくようなことも一度はしてみたいか。

○木下議長 ただ今、ホテル恵風の運営について、地域審議会委員の勉強会をしたかどうかという意見が出たが、賛同いただければ、日を改めて、事務局に任せていただけるか。

ホテル恵風についての勉強会を、ホテル恵風の経営者にも来てもらって開催の準備をお願いする。

ほかにないか。

○岡山委員 銚子町にある市営住宅の敷地の雑草がかなり伸びても刈られていないが、適時に刈ってほしい。また、居住者に草刈りをしてもらおうように言えないだろうか。

○山田支所長 市営住宅については、本庁の住宅課の所管になり、管理の委託先が住宅都市施設公社である。草刈りについても、一義的には住宅都市施設公社がやらなければいけないことになっていると思う。その辺が十分にされていないとの指摘だと思うので、支所から住宅課あるいは住宅都市施設公社に申し入れをして、適切な管理をするように要望はしたいと思う。

○木下議長 ほかにないか。

○小市委員 何年も前から廃屋の問題について言っている。ホテル恵風までの道沿いも景観が悪い。そればかりではなくて、歩いている人に飛んできて危ないとの話を聞いている。それをまだ1つも改善されていないのが現状のように思う。行政指導などを行っているのかどうか聞きたい。

○川口課長 数年前から地域審議会でもそういう意見が出されていることは私も承知している。函館市では、本年1月に空き家の適正管理をしてもらおうという趣旨の条例を作っている。この地域にもそれなりの数の廃屋があるというのも承知しており、特にひどいところは支所から所管の都市建設部に連絡して、現地も確認してもらった。今後、条例に則って、時間は掛かるかもしれないが、手続きは進んでいくが、ほかに支所独自として、この条例とは別に所有者に解体・撤去していただけないかという要望を昨年からしている。今年も7月に、銚子町にある廃屋について話をしてきたところである。所有者には、経済的な事情等もあるようだが、地域において災害等の影響も出てくる内容であるので、何とかして欲しいとの交渉をしているところである。

○木下議長 私から1つ。お願いがある。国道沿い、道道沿い、市道沿いに、ずいぶん草が伸びていて、今、お祭り、お盆を迎えるにあたって、大変景観が悪い状況になっている。開建と土現に草を刈ってもらいたいということを支所を通してお願いしたい。また、市道の方は住民も協力しながらだとは思いますが、支所の働きかけで市の管理している方にきれいにしてもらいたい。

○山田支所長 特に通学路の歩道に伸びてくるというのが一番気になって、開建にも連絡を取って、除草していただいているが、まだ部分的にいろいろなところから生えている草があるので、これからも国道、道道についても要望していきたいと思っている。

また、市道については、私どもの管轄になるので、これについては、一気にとはなかなかできないかもしれないが、来週末にお祭りもあるので、それまでには、景観上見た目が悪くならないように除草したい。ただ地域全域ということになれば、我々も人が限られているので、まずはたくさん伸びているところについて行っていきたいと考えている。

○木下議長 ほかにないか。

(なし)

議題5「その他」であるが、事務局から説明願う。

○川口課長 企画部と保健福祉部から、それぞれ説明したい事項があるので、まずは、企画部から説明させていただく。

○田畑課長 「函館市過疎地域自立促進市町村計画」の変更について説明する。「函館市過疎地域自立促進市町村計画」については、国の過疎地域の自立を促す、支援するという法律の趣旨に基づいて、合併前の旧町村が独自に当時から策定してきたものである。合併後、函館市の計画として、平成22年度から平成27年度までの旧4地域限定の計画ということで策定していた。

しかしながら、この4月に法改正があり、過去25年間の人口減少率が19%以上という要件に合致して、函館市全域が指定を受けた。このことに伴い、平成27年度までの過疎計画を全市域を対象にした計画へと変更作業をしている。先般、市政はこだてでも広報し、今、全市域の市民を対象にパブリックコメントとして、その計画変更に関しての何らかの意見をいただいているところである。

今回の計画については、旧市域の最新の統計データや各市域で実施されている事業に新たに必要最小限の変更を加えたものである。改めてこの法律自体も平成32年度までであるので、新計画ということで、次年度さらに平成28年度からの全市域を対象にした計画を策定したいと考えている。例えば、基幹産業である水産業の振興、そういった産業の振興を全市域でどうやって図っていくかという観点も非常に重要と受け止めているので、今後も地域審議会から様々な声をいただきながら、新しい計画等にも反映させたいと思っている。

○佐賀井課長 東部保健事務所の窓口の業務に関わり、特定疾患いわゆる難病の医療受給者証の申請手続きの変更について説明をする。

特定疾患の変更内容の具体的な説明の前に、まず現在の東部保健事務所の窓口受付業務に係る現状について説明をする。

別紙にて配付している「東部4支所における申請受付の状況」という資料をご覧ください。

東部保健事務所の窓口業務については、平成19年度の東部保健事務所の設置後、この榎法華支所の2階に設置し、榎法華以外の各支所に毎日保健師1名を派遣して、保健業務に関わる相談、また申請業務を行ってきたが、相談件数、また申請受付件数の減少に伴い、平成21年度には毎日派遣から週1回への派遣へと変更になっている。

平成25年度には、窓口での相談業務を訪問相談に切り替え、事務的な申請受付業務のみを行う体制として、派遣職員を保健師から事務を行う臨時職員へと変更したところであり、現在に至っている。

資料であるが、平成22年度から平成25年度までの東部保健事務所が取り扱った申請受付業務の件数の実績であり、このかっこ書きの数字が東部保健事務所から支所へ派遣している職員が行った窓口の件数である。この窓口で受付している業務の種類としては、表の上に記載している、①母子健康手帳の交付業務、②精神通院医療受給者証また精神障害者保健福祉手帳の申請受付業務、そして③の特定疾患（難病）医療受給者証の申請受付業務の大きくこの3つが業務としてあり、支所窓口での4支所合計の受付件数は、平成22年度で全体で218件、支所に出向いて行っている件数が144件。同じように平成23年度が全体が206件、120件。また平成24年度が214件、131件。平成25年度が245件、155件。全体では240件前後、また支所へ出向いての受付が140件前後と推移をしている。

今回報告・説明をするのは、この東部保健事務所で行っている窓口業務のうち、③の特定疾患（難病）医療受給者証の申請の手続きの取扱いの変更についてである。別紙の難病医療法施行に伴う特定疾患（難病）医療受給者証の申請手続き等についてという表題の資料をご覧ください。

1 特定疾患（難病）の患者に対する医療等に関する法律の制定について、経過などが記載をされている。この難病対策というものは、昭和47年に制定された「難病対策要綱」、で40年以上が経過しているという状況がある。この難病に関しては、法律というものがなく、要綱に従って対応していた。この要綱によって、一定の難病医療の水準の向上や患者の療養環境の改善に成果を上げたが、一方で、医療費助成の対象に選定される難病と選定されない難病がある。そしてそこに不公平感が生じているという課題が指摘されてきたということで、こうした課題に対応し、公平かつ安定的な医療費助成制度の確立を図り、難病対策の充実を目指すことを目的

として今年の5月30日に「難病医療法」という法律が制定された。この施行が来年の1月1日に施行することになっている。

この医療助成制度の内容の変更点について、簡単に説明すると、3ページに参考として記載をしている。

①であるが、これが大きな改正の1つで、国が指定している対象疾患は今現在は56疾患あるが、それが300疾患に拡大される。ただ、今現在、国から300疾患というのが、どういう疾患が対象というのは示されていない。これから随時示していくということで、結果300までに至るといふふうになっている。

②以降であるが、これはそれぞれ各個々人の事情・状況に応じた負担割合、これを細かく設定するということが、法律で定められている。こうした改正・変更が行われて、これに伴い、申請受付の取扱いも変更することになったことから、今現在の状況、そして今後どうするか、これについて、これから説明をしたいと思う。

資料の1ページに戻っていただいて、2のこれまでの特定疾患医療受給者証交付申請の対応ということで、(1)函館市の特定疾患医療受給者証交付者数ということで、これは現在の医療受給者証を交付している方の数字である。平成26年3月現在で、国が指定している疾患が56疾患で1,862人。うち東部4支所管内が97人いる。それから北海道指定5疾患、46人。うち東部4支所管内が18人いる。東部4支所合計で115人。この道指定というのは、道が単独事業として行っている指定であり、道が負担しながら医療助成をしているものである。

(2)申請受付期間である。ほとんどが更新申請にあたるわけであるが、現在の受付期間が、例年7月から9月まで。ここに集中して各個々人に通知案内を発送して、そしてこの7月から9月の間に受けていただいているという状況である。それと受給者証の有効期間であるが、10月1日から翌年の9月30日までという1年間。毎年更新が必要になっている。なお、新規の申請については、通年受付となっている。

(3)申請受付窓口であるが、現在の受付窓口は市立函館保健所保健予防課で、函館市総合保健センター内にある。この保健予防課がこの業務の主管課となっている。そして東部保健事務所、さらに戸井支所、恵山支所、南茅部支所の各支所（ただし、東部保健事務所の職員が従事する週1回）。これが受付窓口になっている。

3の新たな特定疾患医療受給者証交付申請に向けての対応ということで、これからどう対応していくかを記載している。

(1)新たな申請の受付期間であるが、すでに認定している更新の方の受付期間は、本年については、10月から12月までを予定している。今までは7月から9月までであるが、この法の制定によって、今年は3ヶ月間遅れているという状況である。そして、この新たな特定疾患医療受給者証は、法の施行が平成27年1月1日であるので、この1月1日に発行されるが、この有効期間が、まだ国から示されていない。1月1日で1年となると、12月31日までとなるが、まだ不明である。新規申請については、これまでどおり通年となっている。

2ページの(2)新たな申請手続きの受付窓口であるが、今回の申請の手続きについては、変更点が複雑で多岐に渡っており、申請の受付の場面では、経過措置を含め、具体的な説明を求められることが想定される。また、その際対象者に対し、正確な情報を丁寧にわかりやすく説明する必要があることから、新たな申請手続きに精通した担当職員が対応することが望ましいと考え、申請の受付窓口を主管課が市立函館保健所保健予防課と東部保健事務所に集約し、対応したいと考えている。各支所の窓口では対応しないというように考えている。

ただし、平成26年度については、新規制度の移行期でもあり、対象者が混乱せず、円滑に申請手続きができるように、戸井支所、恵山支所、南茅部支所の3支所については、申請受付期間の10月から12月の間に「特別相談日」を設けて、そこに集中して、相談また申請手続きをしていただくという予定と考えている。なお、これまでどおり、申請受付窓口に来所できない

対象者の方については、申請書類を市立函館保健所保健予防課か東部保健事務所に郵送していただいで、随時対応することと考えている。

(3) 新たな申請手続きの周知方法について記載をしている。すでに認定している更新の方については、この更新手続きの期間の変更、7月から9月が10月から12月になるという内容のものと、有効期限の延長、本来であれば9月31日までであったものを、今年に限り12月31日までにするといった内容の文書を、すでに6月12日付けで発送をして、周知を図っている。

なお、新たな法律に基づく申請手続きは、個別通知で、これから9月末ぐらいに行う予定になっている。それと新規申請については、これまでどおり通年の受付と考えているが、難病医療法が施行されるのが、1月1日からで、申請の様式や申請の書類が、まだ国から確定ということで示されていないので、それが確定次第、市政はこだて等で市民に周知していきたいと考えている。

また、新たな対象の疾患については、道から市内の医療機関に対し、周知される予定である。この特定疾患については、国または道の事業であり、基本的に新規の方は医療機関から、こういう医療助成を受ける制度があると説明をされ、それに基づいて申請の窓口である各自治体に来るというシステムになっているものであるから、そこは医療機関に周知徹底することになれば、新規の申請については漏れがないと考えている。以上が、この難病医療法に係る特定疾患の受付業務の手続き等についてである。

なお、この特定疾患が以上の取扱いになることに関して、支所の窓口で行う申請受付業務が、最初に説明した母子健康手帳の交付業務、また精神関係の申請の受付業務のみという形になるわけであるが、今後、これらの業務については、支所の所管業務として位置づけて、これまでは東部保健事務所が派遣される週1日に限っていた受付を、今後は各支所の開庁日に各支所の業務としていつでも受け付けるというように変更したいと考えている。

以上であるが、保健福祉部からのお願いであるが、保健福祉部では、限られた財源の中で、どんどん高齢化が進んでいくという現状があり、そういった財源の中、今の複雑化・多様化する市民ニーズに応えるにはどうすれば良いかと、日常的に課題として捉えているが、必要などころに必要なサービスをするという考えのもと、行革なども行ってきたわけである。ただ、この東部保健所については、平成23年、平成25年に保健師が減となり、今年も栄養士が減になるなど、どんどん縮小しているように感じられているのではないかと考えている。そういったことから、地域審議会委員もそういった不安をお持ちなのかと考えており、東部保健事務所に関して、皆さんが日頃感じていることがあれば、意見や要望を聞かせていただきたいと思う。

○木下議長 ただ今の説明に関し、何か質問、意見等があればお願いします。

(なし)

ほかにないか。

○北村委員 4月2日にチリ沖地震で津波注意報があったが、あの日の防災無線の情宣については、大変わかりやすく、スピーディーで的確だったので、今後においてもあのような形での情宣および地域住民の誘導をお願いしたいと思う。

○木下議長 ほかにないか。

(なし)

それでは、すべての議題を終了した。次回の開催は10月を予定している。議題内容については、「前回の意見等の集約結果と取り組み状況」、「平成27年度地域別事業計画(案)」、「地域振興全般に関する意見交換」、「委員の任期満了に伴う選考スケジュール」等についてを考えているが、日程も含め、正副会長に一任願いたいと思うが、よろしいか。

(はい)

以上をもって、平成 26 年度第 1 回函館市榎法華地域審議会を閉会する。

午後 5 時 30 分終了